

千葉県経営体育成支援事業実施要領

策 定 平成 25 年 4 月 15 日担い手第 350 号
最終改正 令和 8 年 6 月 8 日担い手第 524 号

第 1 趣旨

農業従事者の減少と高齢化が進む中であって、本県農業の持続的発展を図りつつ、食料の安定供給を図るためには、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、これを踏まえた地域農業の担い手の確保・育成を図ることが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、地域農業の担い手が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設（以下「機械等」という。）の導入等を支援することとし、その実施に当たっては、農地利用効率化等支援事業実施要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け 3 経営第 3156 号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、その他関連通知に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 目標

本事業は、第 1 の趣旨を踏まえ、地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等に基づき、地域農業の担い手が経営改善に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む地域等を支援することにより、地域農業の担い手の確保・育成を図るものとする。

第 3 事業内容

本事業は、次に掲げる事業により構成し、事業内容、事業実施主体、承認基準及び補助率は、別表 1 に掲げる内容とし、実施手続その他本事業の実施に関し必要な事項については、別記 1 から別記 2 までに定める基準を満たしていなければならないものとする。

ただし、過去に例のないような甚大な気象災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）及び知事が特に必要と認める場合にあっては、別表 1 に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

- 1 融資主体支援タイプ
- 2 被災農業者支援タイプ
- 3 附帯事務費

第 4 事業の実施等の手続

- 1 事業実施主体は国実施要綱別表 2 に規定する項目その他必要な事項を内容とする支援計画を作成し、知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 知事は、1 により提出された支援計画の成果目標の妥当性について、国実施要綱別表 2 に掲げる成果目標の妥当性等の項目を全て満たす場合に当該支援計画の承認を行うものとする。

なお、事業実施主体は千葉県経営体育成支援事業の成果目標妥当性協議申請書（県実施要領第 1 号様式）に支援計画その他必要な資料を添付するものとする。

- 3 支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、2 の手続に準じて行うものとする。
なお、これに該当しない変更に当たっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の

変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、知事は、これらを掌握して適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

(1) 融資主体支援タイプ

ア 成果目標の変更

イ 地域提案の事業内容の変更

(2) 被災農業者支援タイプ

事業の中止

4 事業の着手は、原則として補助金の交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告等

1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書（国実施要綱別紙様式4号）により翌年度7月末までに第4に準じて知事に報告するものとする。

なお、事業実施状況報告書の作成に当たっては、国実施要綱別表5に定める項目を含めて作成するものとする。

2 事業実施主体は、以下のいずれかに該当する場合であって、やむを得ないものと認められる場合は、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、第6の対策の評価に当たっても同様とする。

なお、成果目標の変更等の手続は、成果目標の変更等の理由を付記した国実施要綱別紙様式5号に定める様式に準じて作成した報告書を添付の上、第4の3の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

(1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

(2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

3 知事は、1による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、事業実施主体に対して国実施要綱別紙様式5号に定める改善計画（以下、「改善計画」という。）を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。

点検の結果、事業実施年度の必須目標及び目標年度の前年度の必須目標の達成状況がいずれも80%未満である助成対象者については、必須目標の確実な達成を図るため、支援機関に登録されている中小企業診断士、税理士、経営コンサルタント等の専門家などを活用して、重点的な指導を行うものとする。

また、当該年度における成果目標の達成状況が50%未満である事業実施主体に対しては、重点的に助言・指導を行うものとする。

4 知事は、1による報告のほか、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第6 対策の評価

1 事業実施主体は、助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標

に係る実績を客観的な資料により確認した上で、支援計画の目標年度の翌年度において、支援計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その達成状況を評価報告書（国実施要綱別紙様式 4 号）により翌年度 7 月末までに第 4 に準じて知事に報告するものとする。

なお、評価報告書の作成に当たっては、国実施要綱別表 5 に定める項目を含めて作成するものとする。

- 2 知事は、1 の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、支援計画に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

また、目標年度の必須目標の達成状況が 80%未満である助成対象者については、必須目標の確実な達成を図るため、支援機関に登録されている中小企業診断士、税理士、経営コンサルタント等の専門家などを活用して、重点的な指導を行うものとする。

- 3 事業実施主体及び知事は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。

第 7 導入等した機械等の管理運営等

事業実施主体は、助成対象者に対し、導入等した機械等を、常に良好な状態で管理し、故障・不具合があった場合は必要に応じて修繕・改築・再取得等を行い、その導入等目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するよう指導するものとする。

1 管理方法

- (1) 事業実施主体は、助成対象者に対し、整備した機械等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数（新品の場合には法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）第 1 条第 1 項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。））、中古機械又は中古施設（以下「中古機械等」という。）の場合には同省令第 3 条による耐用年数（以下「中古資産耐用年数」という。））。以下同じ。）に相当する期間に準じて処分制限期間を設定させるものとする。
- (2) 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。
- (3) 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備及び保存させるものとする。
- (4) 事業実施主体は、助成対象者に（3）で作成した施設等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

なお、過去に他の補助事業により導入等した機械等についても、同様に適切な管理運営等が行われるように努めるものとする。

2 財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、1 の（1）で設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 22 条に準じた財産処分として、市町村が定める交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、財産処分を

承認しようとするときは、財産処分の基準等に留意するとともに、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を行わなければならない。

3 災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させ、必要に応じて、2の財産処分の手続の要否その他の必要な手続を指導するものとする。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させ、必要に応じて、2の財産処分の手続の要否その他の必要な手続を指導するものとする。

第8 関係書類の整備

事業実施主体及び助成対象者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、次に掲げる関係書類等を整備及び保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で、第7の1の(1)で設定した処分制限期間を経過しない場合においては、6の管理関係書類を整備及び保存するものとする。

なお、電磁的記録により作成、整備及び保存が可能なものは、電磁的記録によることができるものとし、この場合、紙媒体での保存等は不要とする。

1 計画書関係

【助成対象者の場合】

- (1) 配分基準表に基づくポイント化の根拠となる資料
- (2) 成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定に関する資料
- (3) 機械等の規模決定の根拠となる資料
- (4) 成果目標に係る実績の根拠となる資料
- (5) 「みどりチェック」チェックシート（国実施要綱別紙様式6号）

【事業実施主体の場合】

- (1) 配分基準表及び地区配分基準表に基づくポイント化の根拠を確認した資料
- (2) 助成対象者の成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定根拠を確認した資料
- (3) 助成対象者が導入等した機械等の規模決定の根拠を確認した資料
- (4) 助成対象者の成果目標に係る実績の根拠を確認した資料
- (5) 「みどりチェック」チェックシート（国実施要綱別紙様式6号）
- (6) 各支援計画の根拠となる資料
- (7) 国実施要綱第6の事業実施状況の報告等及び国実施要綱第7の対策の評価の根拠となる資料

2 予算関係書類

- (1) 予算書及び決算書
- (2) 分（負）担金賦課明細書
- (3) 代行施工によることの理由書（代行施工による場合に限る。）
- (4) その他

3 工事施工関係書類

【直営施工の場合】

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿及び同受払簿

- (3) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

【請負施行、委託施行及び代行施行の場合】

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他

4 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- (4) その他

5 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等

6 管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) 管理運営日誌又は利用簿等
- (4) その他

第9 指導推進等

1 指導体制の整備

- (1) 知事は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、市町村及び農業団体等の関係機関との密接な連携による指導推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取組を行う事業実施地区が、県域や市町村域を超える場合等においては、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

- (2) 事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるものとする。

また、事業実施地区が複数の市町村にまたがる場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

2 効率的かつ適正な執行の確保

- (1) 知事は、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- (2) 知事は、事業実施主体に対し、本事業の実施に関し、補助金適正化法その他の法令及びこの要領の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。
- (3) 知事は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、事業実施主体に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。

- (4) 事業実施主体及び助成対象者は、知事が行う調査、報告又は資料の提出に協力するものとする。
- (5) 事業実施主体は、本事業の実施に係る関係書類等の電子メールによる提出を認めること、既に提出されている資料と重複する資料や申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な資料については提出を求めないことなど、助成対象者の事務負担の軽減に努めるものとする。

3 留意事項及びフォローアップ

- (1) 本事業の実施に当たって、事業実施主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、知事にその旨を報告するとともに、当該助成対象者に対し補助金の全額を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。
なお、その際に事業実施主体は、知事と必要な調整を行うものとし、指導・助言を受けるものとする。
- (2) 事業実施主体は、国実施要綱別表2で定める各支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、支援機関（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和6年3月28日付け5経営第3141号農林水産事務次官依命通知）別記1の第3の3の（1）の農業経営・就農サポート活動を行う拠点その他の関係機関をいう。以下同じ。）及び基金協会等との連携により、助成対象者の経営改善の取組に対するフォローアップに努めるものとする。
- (3) 事業実施主体は、農業共済組合と連携し、助成対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。
- (4) 県及び事業実施主体は、事業担当部局と農業共済担当部局との連携を強化し、農業共済組合と協力して、本事業により整備した共済加入対象施設について、園芸施設共済の加入の促進を図るものとする。
- (5) 事業実施主体は、助成対象者に対し、助成対象者が導入等する機械等の保管・設置・施工場所について、ハザードマップの確認等により自然災害等のリスクについての情報提供を行うとともに、経営の継続が図られるよう、農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）を活用することなどによる農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）の策定を推進するものとする。
- (6) 事業実施主体は、本事業以外の、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者（認定農業者（基盤強化法第13条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。））、認定就農者（同法第14条の5第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。））、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。以下同じ。））、市町村基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。））に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）等の確保・育成及び農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用に努めるものとする。

4 環境負荷低減の取組

- (1) 事業実施主体は、助成対象者の事業の実施に当たっては、「みどりチェック」チェックシート（国実施要綱別紙様式6号）（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを提出させるものとする。なお、提出されたチェックシートは、千葉県経営体育成支援事業の成果目標妥当性協議申請書（県実施要領第1号様式）

に添付するものとする。

- (2) 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、提出させるものとする。なお、提出されたチェックシートは、事業実施年度の翌年に提出する評価報告書（国実施要綱別紙様式4号）に添付するものとする。
- (3) ただし、助成対象者のチェックシートについては、事業実施主体が収集したチェックシートの取組内容をまとめたリストをもってチェックシートに代えることができるものとする。

第10 書類の経由

この要領の規定により知事に提出する書類は、所管の農業事務所の長を経由し、提出するものとする。

第11 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月15日から施行する。
- 2 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）に掲げる事業をいう。以下同じ。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）のウ及び（2）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第3の1の（2）の経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。
- 3 この通知による改正前のこの要綱により支援計画の承認を受けている事業へのこの要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月15日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成26年7月15日から施行するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年5月1日から施行し、平成27年度事業から適用するものとする。
- 2 この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

ただし、融資主体補助型経営体育成支援事業に係る目標年度以降の事業評価手続については、別記1の第3の規定を準用することができるものとする。

この場合、平成26年度以前に目標年度を経過している事業については、平成27年度中に同第3の2の報告を行うものとする。

なお、県を経由しない事業の場合は、都道府県知事の規定を地方農政局長に読み替え

るものとする（３において同じ。）。

- 3 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における事業評価（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱第４に掲げる事業の評価をいう。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における事業評価（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱第４に掲げる事業の評価をいう。）及び経営体育成交付金における事業評価（経営体育成交付金実施要綱第５に掲げる事業の評価をいう。）に係る目標年度以降の事業評価手続については、別記１の第３の規定を準用することができるものとする。

この場合、平成２６年度以前に目標年度を経過しているため、平成２７年度中に同第３の２の報告を行うものとする。また、当該事業の目標年度の翌々年度が平成２６年度以前に経過している場合には、平成２７年度を当該事業の目標年度の翌々年度とみなすものとする。

- 4 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成１９年３月３０日付け１８経営第７７２４号農林水産事務次官依命通知）第３の２の（２）に掲げる事業をいう。以下同じ。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成２１年１月２７日付け２０経営第５７８３号農林水産事務次官依命通知）第３の１の（１）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（経営体育成交付金実施要綱（平成２２年４月１日付け２１経営第６８９０号農林水産事務次官依命通知）第３の２の（１）のウ及び（２）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第３の１の（２）及び２の（２）の経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成２８年６月６日から施行し、平成２８年度事業から適用するものとする。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。
- 3 この通知の施行の日前に、地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成２３年１１月２１日付け２３経営第２２６２号農林水産事務次官依命通知）第２の１に基づき作成された経営再開マスタープランについては、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成２４年２月８日付け２３経営第２９５５号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第２の１に定める人・農地プランとみなす。
- 4 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成１９年３月３０日付け１８経営第７７２４号農林水産事務次官依命通知）第３の２の（２）に掲げる事業をいう。以下同じ。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成２１年１月２７日付け２０経営第５７８３号農林水産事務次官依命通知）第３の１の（１）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（経営体育成交付金実施要綱（平成２２年４月１日付け２１経営第６８９０号農林水産事務次官依命通知）第３の２の（１）のウ及び（２）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業（担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成２８年１月２０日付け２７経営第２６１２号農林水産事務次官依命通知）第３の２に掲げる事業をいう。以下同じ。）により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第３の１の（２）及び２の

(2) の経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 12 月 1 日から施行し、平成 29 年度事業から適用するものとする。
- 2 平成 28 年度までの予算により実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

ただし、別記 1 の融資主体補助型経営体育成支援事業における成果目標の達成状況の報告及び事業評価に係る事業実施主体から知事への報告については、助成対象者から成果目標等の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、改正後の経営体育成支援事業目標達成状況報告書（1－10 号）により行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 8 月 6 日から施行し、平成 30 年度事業から適用するものとする。
- 2 この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

ただし、融資主体補助型経営体育成支援事業において、目標年度における成果目標等が達成された年度（目標年度前に限る。）の翌年度以降の事業実施主体から知事への成果目標等の達成状況の報告については、別記 1 の第 2 の 1 のただし書及び第 3 の 1 のただし書の規定を準用することができるものとする。

融資主体補助型経営体育成支援事業における成果目標等の達成状況に係る事業実施主体から知事への報告について、当該成果目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、当該実績を補正した上で報告することができるものとする。この場合、改正後の経営体育成支援事業目標達成状況報告書（国実施要綱別紙様式第 1－4 号）に準じて、実績を補正したものは、実績値を太字・斜体で記載の上、補正の要因及び補正の内容（実績値の補正過程）を報告するものとする。

平成 28 年度以前に目標年度を経過している融資主体補助型経営体育成支援事業に係る目標年度以降の事業評価手続については、別記 1 の第 3 の規定を準用することができるものとする。

この場合、当該規定を準用する年度に別記 1 の第 3 の 2 の報告を行うものとする。また、当該規定を準用する年度に当該事業の目標年度の翌々年度を経過していない場合には、当該規定を準用する年度の翌年度を当該事業の目標年度の翌々年度とみなすものとする。さらに、当該規定を準用する年度に当該事業の目標年度の翌々年度を経過している場合には、当該規定を準用する年度を当該事業の目標年度の翌々年度とみなすものとする。

平成 28 年度以前に実施している被災農業者向け経営体育成支援事業における成果目標等の達成状況に係る報告については、別記 2 の第 2 の規定を準用するものとする。

- 3 経営体育成交付金における事業評価（経営体育成交付金実施要綱第 5 に掲げる事業の評価をいう。）に係る目標年度以降の事業評価手続については、別記 1 の第 3 の規定を準用することができるものとする。

この場合、当該規定を準用する年度に別記 1 の第 3 の 2 の報告を行うものとする。また、当該規定を準用する年度を当該事業の目標年度の翌々年度とみなすものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 6 月 20 日から施行し、令和元年度事業から適用するものとする。

- 2 この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月22日から施行し、令和2年度事業から適用するものとする。
- 2 この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月30日から施行し、令和3年度事業から適用するものとする。
- 2 この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月22日から施行し、令和4年度事業から適用するものとする。
- 2 この通知の改正前までに実施している事業については、別記1の第1の8の(2)及び別記2の第1の7の(2)を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年6月1日から施行し、令和5年度事業から適用するものとする。
- 2 この通知の改正前までに実施した又は実施している事業については、別記1の第2及び別記1の第3を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年5月21日から施行し、令和6年度事業から適用するものとする。
- 2 この通知の改正前までに実施した又は実施している事業については、別記1の第2及び別記1の第3を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年5月22日から施行し、令和7年度事業から適用するものとする。
- 2 この通知の改正前までに実施した又は実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年9月17日から施行する。
- 2 この通知の改正前までに実施した又は実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年6月8日から施行する。
- 2 この通知の改正前までに実施した又は実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

別表 1

事業内容	事業実施主体	承認基準	補助率
1 融資主体支援タイプ (1) 融資主体型補助事業 融資主体支援計画（目標地図の実現に向けて行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。）に基づき、目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。以下同じ。）が農業経営の発展・改善を目的として、主として融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用して以下のア及びイに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト融資及び市町村による助成金の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。 なお、この事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の基準を適用しないものとする。 ア 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕 イ 農地等の造成、改良又は復旧	市町村	別記 1 に定める要件を満たしていること。	3/10以内 融資主体支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額とする。 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は以下のうち最も低い額を限度とする。 ① 助成対象経費に 3/10 を乗じて得た額 ② 助成対象経費のうち融資額 ③ 助成対象経費から融資額及び市町村の助成額を控除して得た額 助成対象者ごとの国交付金の上限額は、300万円とする。 ただし、目標地図に位置付けられた者であって、目標年度の経営面積が次に掲げる基準以上となる場合の助成対象者ごとの上限額は、600万円とする。 ア 水田作等については20ha イ 露地作については5ha ウ 果樹作については3ha エ 施設園芸作については1ha 別記1の第1の3の(1)のイの(イ)のdの(c)に規定する積載車を導入するのに必要な経費に対する助成対象者ごとの県助成金の上限は300万円とする。

(2) 追加的信用供与補助事業 融資主体支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、(1)の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行うものとする。	市町村	別記1に定める要件を満たしていること。	定額 融資主体支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に1/15を乗じて得た額に相当する額とする。
2 被災農業者支援タイプ (1) 融資等活用型補助事業 過去に例のないような甚大な気象災害等により、担い手の農業経営の安定化に支障を来す事態が発生しており、特に緊急に対応する必要があると経営局長が認める場合に、農産物の生産に必要な機械等について、被災農業者経営支援計画（気象災害等による農業被害を受けた農産物の生産に必要な機械等の修繕等のため、具体的な取組内容及びその成果目標等を定めたものをいう。以下「被災支援計画」という。）に基づき、プロジェクト融資、地方公共団体等による助成金及び支払共済金（以下「プロジェクト融資等」という。）を活用して以下のアからオに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。 また、事業の要件その他の事業内容は、別記2に定めるとおりとし、このほか、経営局長及び知事が特に必要と認める場合にあっては、緊急に事業を実施できるものとする。 なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。 ア 農産物の生産に必要な施設の修繕又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の	市町村	別記2に定める要件を満たしていること。	3/10以内 被災支援計画に位置付けられた助成対象者の助成金の額を合計した額とする。 事業実施主体が助成対象者に交付する助成金の額は以下の①及び②により算定した額を限度とする。 ① 助成の対象となる復旧に係る機械等（以下「助成対象機械等」という。）が農業用ハウスなど園芸施設共済の加入対象施設である場合の助成金の額は、園芸施設共済等への加入が災害対策の基本であることから、助成対象機械等ごとに以下のaからcまでのいずれか低い額を限度とする。 a 助成の対象となる事業に要する経費（以下「助成対象事業経費」という。）に3/10を乗じて得た額 b 助成対象機械等が園芸施設共済に加入している場合には、助成対象事業経費に1/2を乗じて得た額から支払共済金に1/2を乗じて得た額を差し引いて得た額、園芸施設共済に加入して

取得 イ 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入 ウ アと一体的に修繕し、又は取得する附帯施設の整備 エ 気象災害等による農業被害前の農産物の生産に必要な農業用機械（法定耐用年数を経過したもの及び修繕により利用できるものを除く。）及び附帯施設（修繕により利用できるものを除く。）と同程度の農業用機械及び附帯施設の取得 オ 気象災害等により被害を受けた農業用ハウス、果樹棚、畜舎等の営農施設（以下「営農施設等」という。）の補強		いない場合には、助成対象事業経費に $1/2$ を乗じて得た額から、助成対象事業経費に助成対象施設等の経過年数及び施設の種類の種類に該当する時価現有率（園芸施設共済共済価格設定準則（平成30年3月28日農林水産省告示第655号）別表1の時価現有率をいう。）並びに $4/10$（園芸施設共済の付保割合の最大値である 0.8 に $1/2$ を乗じて得た額）を乗じて得た額を差し引いて得た額 c 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額（助成対象機械等が園芸施設共済に加入している場合にはプロジェクト融資の額及び支払共済金）及び市町村の支援措置を控除して得た額 ② 助成対象機械等が、畜舎や農業用機械など園芸施設共済の加入対象施設以外のものである場合の助成金の額は、当該施設等ごとに以下の a 又は b のいずれか低い額を限度とする。 a 助成対象事業経費に $3/10$ を乗じて得た額 b 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び市町村の支援措置を控除した額 ③ 助成対象機械等が営農施設等の補強を行う場合である場合の助成金の額は、当該機械等ごとに以下の a 又は b のいずれか低い額を限度とし、助成対象者ごとの上限額は 300 万円とする。
--	--	--

(2) 追加的信用供与補助事業 被災支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、(1)の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行うものとする。	市町村	別記2に定める要件を満たしていること。	a 助成対象事業経費に 3/10 を乗じて得た額 b 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び市町村の支援措置を控除した額 定額 被災支援計画に位置付けられたプロジェクト融資の額のうち保証付きプロジェクト融資の額の合計額に1/15を乗じて得た額に相当する額を補助するものとする。
3 附帯事務費 本事業の実施に関する事務、指導等に要する経費	市町村	別記1から別記2までのいずれかの要件を満たしていること。 なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の総事業費に別表2に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、補助対象範囲は、別表3に定めるとおりとする。	1/2以内

別表 2

附帯事務費の率

	附帯事務費	充当率	備考
附帯事務費の率	0. 4 %以内	1 / 2 以内	

別表 3

附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
給料 報酬 職員手当等	非常勤職員（フルタイム）に対する給与 非常勤職員（パートタイム）に対する報酬及び委員手当 給料又は報酬が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び児童手当
旅費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
共済費	給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金及び報酬が支弁される者に対する社会保険料
報償費 需用費	謝金 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 委託料	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） 会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料 当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費

注：人件費（給料及び賃金等）の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

○年度千葉県経営体育成支援事業の成果目標妥当性協議申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事

様

市 町 村 長

千葉県経営体育成支援事業実施要領(平成 25 年 4 月 15 日担い手第 350 号)第 4 の 2 の規定により、下記地区における成果目標等について関係書類を添えて協議します。

記		
タイプ	市町村名	地区名

(注 1) 関係書類として、以下の書類を添付すること。

【共通事項】

- ☐ 「みどりチェック」チェックシート (国実施要綱別紙様式 6 号)
- ☐ 計画位置図
- ☐ 対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織その他任意団体の場合は、当該団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料
- ☐ 市町村が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
- ☐ 知事が必要と認める資料

【融資主体支援タイプ】

- ☐ 融資主体支援計画 (国実施要綱別紙様式 1 号の 2 の I)
- ☐ 地域計画及び目標地図 (地域計画に関する資料を含む)

【被災農業者支援タイプ】

- ☐ 被災支援計画 (国実施要綱別紙様式 1 号の 2 の III)
- ☐ 助成対象者に係る被災証明

(注 2) タイプ欄には、該当するタイプ名を記載すること。

別記 1 融資主体支援タイプ

第 1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、事業実施主体が融資主体支援計画を作成し、4に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

事業実施地区は、原則として地域計画が策定されている地域と一致させるものとする。なお、融資主体支援計画において定める目標の実現のために必要な場合であって、担い手への農地の集積・集約化に資する場合には、複数の地域計画が策定されている地域を併せて事業実施地区とすることができるものとする。

3 事業内容

(1) 融資主体型補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者を対象として助成を行うことができるものとする。ただし、新規就農者（事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者をいう。以下同じ。）にあっては、認定農業者又は認定就農者に限るものとする。

イ 助成対象となる事業内容等

(ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営において使用するために行う次に掲げる取組であって当該取組の実施に要する経費について、融資を受けるものであることとする。

a 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕

b 農地等の造成、改良又は復旧

(イ) (ア) の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

a 単年度で完了すること。

b 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

事業の対象となる機械等が中古機械等又は中古資材等を活用して整備する施設である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

c 原則として、事業の対象となる機械等は、法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。

ただし、事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、上記に加え、中古資産耐用年数が2年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。）。

d 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

(a) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件をすべて満たすものであること。

i 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に利用

されないものであること。

ii 農業経営において真に必要なものであること。

iii 導入後の適正利用が確認できるものであること。

(b) 環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、（a）の i から iii までの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。

(c) 運搬用トラックのうち農業用機械を運搬する積載車については、（a）の i から iii までの要件に加え、荷台がスライドする等により大型の農業用機械を安全に積載・運搬する機能を有するものであること。

e 導入等を予定している機械等が、経営体の成果目標の達成に直結するものであり、かつ、既存の機械等の代替として、同種、同能力等のものを再度整備（いわゆる更新）するものではないこと。

f 本事業以外の国の補助事業及び国の補助事業により導入経費等の支援が行われる事業等の対象として導入等するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

g 事業実施主体が作成する融資主体支援計画の提出以前に助成対象者自ら又は本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械等を本事業に切り替えて整備するものでないこと。

h （ア）の a のうち修繕については、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により被害を受けた機械等の修復を行うものであること。

i 助成対象者が過去に本事業（d の（c）に規定する積載車の導入及び別記 2 被災農業者支援タイプを除く。）及び担い手確保・経営強化支援事業（新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策を除く）（以下「本事業等」という。）により機械等を整備した場合には、過去に行った本事業等において設定した成果目標の項目（以下「過去目標項目」という。）の達成（目標年度までに（担い手確保・経営強化支援事業の場合は目標年度に）成果目標を達成していること又は目標年度の翌年度以降に成果目標をおおむね達成していること。）が評価報告書等により確認できること。

ただし、以下に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(a) 本事業等により設定した処分制限期間を経過している場合

(b) 経営局長が特に必要と認め、本要綱とは別に必要な事項を定め、緊急に事業を実施した場合

(c) 目標年度の翌年度以降であって、新たに実施する機械等の導入等により、過去目標項目の目標値を上回る成果を上げることが確実であると認められる場合

j 導入等を予定している機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険への加入、施工・販売業者等による保証その他の気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該機械等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

k 導入等を予定している機械等の施工業者等が、「農業分野における A I ・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定。以下「G L」という。）で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約が G L に準拠していること。

- l 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがA P I（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み）を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと事業実施主体が認める場合を除く。

- m 助成対象者が飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）別表第二）の対象家畜のうち、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する者であり、かつ、導入等を予定している機械等が、家畜の増頭又は農場の規模拡大に資するものである場合には、県による飼養衛生管理基準順守状況の確認が行われていること。

- n 導入等を予定している機械等が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっているトラクター、田植機、コンバイン又は乾燥機のうち令和 7 年度以降新たに発売される型式のものである場合には、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

ウ プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。

- (ア) 農業協同組合
- (イ) 農業協同組合連合会
- (ウ) 農林中央金庫
- (エ) 株式会社日本政策金融公庫
- (オ) 沖縄振興開発金融公庫
- (カ) 株式会社商工組合中央金庫
- (キ) 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- (ク) 銀行
- (ケ) 信用金庫
- (コ) 信用協同組合
- (サ) 都道府県（ただし、都道府県が実施主体となる場合を除く。）

(2) 追加的信用供与補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができる。なお、事業実施主体は、作成する融資主体支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、基金協会に当該融資主体支援計画の写しを送付するものとする。

- (ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

- a 認定農業者に貸し付けられるもの

個人 3, 6 0 0 万円（法人にあっては 7, 2 0 0 万円）

ｂ 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人3,000万円（法人又は任意団体にあつては6,000万円）

（イ）融資機関（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

（ウ）プロジェクト融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付すること。

（エ）基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

（ア）基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。

（イ）基金協会は、（ア）の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業（以下「過去に実施した追加的信用供与補助事業」という。）については、この限りでない。

（ウ）基金協会は、（ア）の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、過去に実施した追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

ａ 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

ｂ 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

（エ）基金協会は、（ウ）において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する（ア）の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

4 成果目標

（1）本事業の成果目標は、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けた経営改善の取組に関する目標とし、国実施要綱別表6-1又は別表6-2に掲げる目標項目に関して事業実施地区内の全ての助成対象者が目標水準に沿って設定するものとし、国実施要綱別表6-1又は別表6-2の目標項目ごとの当該目標を設定した助成対象者の数を当該事業実施地区の成果目標とする。

（2）本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

5 実施手続

（1）融資主体支援計画の作成

事業実施主体は、次の事項のほか、国実施要綱別表2に規定する項目を含めた融資主体支援計画を作成するものとし、融資主体支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。その際の融資主体支援計画の作成は、助成対象者の配分基準表に基づくポイント化、成果目標に係る現状及び目標年度までの各年度の目標の設定並びに導入等する機械等の規模決定の根拠等について、客観的

な資料により確認の上、国実施要綱別紙様式1号の2のIにより行うものとする。

ア 事業実施地区の成果目標

イ 整備計画

ウ その他必要な事項

(2) 事業の着工

ア 助成対象者は、事業の着工（機械等の発注を含む。以下同じ。）に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争入札又は複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

イ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、交付決定前着工届を提出している場合は、この限りでない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出をもって代えることができるものとする。

ウ 知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

6 事業の完了

(1) 本事業は、原則として本要領第4の2により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。

(2) 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、竣工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該竣工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適性を期すものとする。

なお、竣工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出をもって代えることができるものとする。

第2 県の助成措置等

1 県は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が国からの配分予定額を上回る場合には、国実施要綱別記Iの第2の2に従って算定された配分基準ポイントの高い助成対象者から順に配分するものとし、配分基準ポイントが同一の場合には、以下の順序で配分先を決定するものとする。

(1) 付加価値額の拡大にかかるポイントの合計が高い助成対象者を上位とする。

(2) (1)のポイントが同一の場合は、経営面積の拡大にかかるポイントの合計が高い助成対象者を上位とする。

2 県は、県予算の範囲内において、融資主体支援タイプで第1の3の(1)のイの(イ)のdの(c)に規定する積載車を導入するのに必要な経費に限り負担することができる。ただし、要望額が県予算額を上回る場合には、以下により配分先を決定するものとする。

(1) 付加価値額の拡大にかかるポイントの合計が高い助成対象者を上位とする。

(2) (1)のポイントが同一の場合は、経営面積の拡大にかかるポイントの合計が高い助成対象者を上位とする。

別記2 被災農業者支援タイプ

第1 事業の実施等

1 事業の実施方針

本事業は、事業実施主体が、被災支援計画を作成し、3に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業内容

(1) 融資等活用型補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、気象災害等による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であって、農産物の生産に必要な機械等について、気象災害等による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者を対象として助成を行うことができるものとする。

また、営農施設等の補強の取組にあつては、上記のほか、別記1の第1の2に規定する事業実施地区要件を満たした同3の(1)のアを満たす者を対象として助成を行うことができるものとする。

イ 助成対象となる事業内容等

(ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営のために行う次に掲げるものであって、別途経営局長及び知事が対象となる気象災害等ごとに定める内容に沿ったものとする。

- a 農産物の生産に必要な施設の修繕又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得
- b 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
- c aと一体的に修繕し、又は取得する附帯施設の整備
- d 農産物の生産に必要な農業用機械（耐用年数を経過したもの及び修繕により利用できるものを除く。）及び附帯施設（修繕により利用できるものを除く。）の気象災害等による農業被害前と同程度の農業用機械及び附帯施設の取得
- e 気象災害等により被害を受けた営農施設等の補強

(イ) (ア)のaからeまでの事業内容は個々の事業内容ごとに次に掲げる基準を満たすほか、本事業に要する経費についてプロジェクト融資を受け、又は地方公共団体による予算の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）による支援（以下「地方の支援措置」という。）を受けているものとする。

- a 事業実施年度内に完了する取組であること。
- b 本事業以外の国の補助事業及び国の補助事業により導入経費等の支援が行われる事業等の対象として実施するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く）。
- c 運搬用トラック、パソコン等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。
- d 事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、中古資産耐用年数が2年以上のもの（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。）であり、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。
- e 修繕又は取得（以下「復旧」という。）する機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険への加入、施工・販売業者等による保証その他の気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該機械等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

f 復旧しようとする機械等の施工業者等が、G Lで対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がG Lに準拠していること。

g 復旧しようとする機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、農機データを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがA P Iを自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合を除く。

h 導入等を予定している機械等が、安全性検査の対象となっているトラクター、田植機、コンバイン又は乾燥機のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものである場合には、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

i 農業用機械の取得にあつては、地域において農業経営の改善を図るための取組に係る目標を設定していること。

j 上記a から i までのほか、(ア) のe の取組を行う場合は、次に掲げる基準を満たすものであること。

(a) 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

(b) 当該取組が経営体の国実施要綱別表6-1の成果目標の達成に直結するものであること。

(c) 助成対象者が過去に本事業等により営農施設等を整備している場合には、過去目標項目に係る成果目標の達成を見込んだ水準の目標を新たに設定すること。

(ウ) プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金又は法律若しくは地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。

a 農業協同組合

b 農業協同組合連合会

c 農林中央金庫

d 株式会社日本政策金融公庫

e 沖縄振興開発金融公庫

f 株式会社商工組合中央金庫

g 独立行政法人奄美群島振興開発基金

h 銀行

i 信用金庫

j 信用協同組合

k 都道府県

l 市町村

(2) 追加的信用供与補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができる。なお、事業実施主体は作成する被災支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、基金協会に当該被災支援計画の写しを送付するものとする。

(ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

a 認定農業者に貸し付けられるもの

個人3,600万円(法人にあっては7,200万円)

b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人3,000万円（法人又は任意団体にあっては6,000万円）

(イ) 融資機関（保証保険法第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

(ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には信用基金の保険に付すること。

(エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

(ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。

(イ) 基金協会は、(ア)の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、過去に実施した追加的信用供与補助事業については、この限りでない。

(ウ) 基金協会は、(ア)の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。
なお、過去に実施した追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

(エ) 基金協会は、(ウ)において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する(ア)の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

3 成果目標

(1) 本事業の成果目標は、被災農業者の農業経営の維持とする。

ただし、営農施設等の補強の取組における成果目標の規定に当たっては、別記1の第1の4を準用するものとする。

(2) 本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度とする。

ただし、2の(1)のイの(ア)のdに規定する取組に伴い設定する農業経営の改善を図るための取組に係る成果目標については、事業実施年度からその翌々年度までのいずれかの年度を目標年度とする。

4 実施手続

(1) 被災支援計画の作成

事業実施主体は、次の事項のほか、国実施要綱別表2の規定に従い被災支援計画を作成するものとし、被災支援計画の作成に当たっては、関係機関等との調整を行うものとする。その際の被災支援計画の作成は、国実施要綱別紙様式1号の2のⅢにより行うものとする。

ア 被災の状況と復興方針

イ 成果目標

ウ 実施計画

エ その他必要な事項

(2) 事業の着工

ア 助成対象者は、事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争入札又は複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行う

ものとする。また、このことについて、事業実施主体は、助成対象者に対し周知・指導等を行うものとする。

ただし、被災支援計画の作成までに実施したものは、この限りではないが、別途経営局長が定めた災害対策の実施に係る日以降は、事業実施主体は、自ら入札又は見積もり合わせを行うなどにより、事業費の低減に向けた取組を行うよう助成対象者に対し周知・指導するものとする。

なお、知事は、必要に応じ事業実施主体に助言等を行うものとする。

- イ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、交付決定前着工届を提出し、又は被災支援計画の作成前に着工した場合にあっては、この限りでない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出をもって代えることができるものとする。

5 事業の完了

- (1) 本事業は、原則として本要領第4の2により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。
- (2) 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、竣工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該竣工届出に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、竣工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出をもって代えることができるものとする。